

識字の歴史研究と教育史

八鍬 友広(東北大学)

はじめに

今日、「教育」という語から私たちがイメージするものは、学校教育の諸場面であると思われる。幼少期における活動時間の相当部分を学校教育が覆っているのであるから、これは当然のこととってよいだろう。

この学校においては、文字そのものについての教育からはじまって、文字を使用した教育が長期間にわたって展開されている。文字は、知識形成から人格形成にいたるあらゆる教育の過程において、もっとも重要なものとなっているのである。

私たちはしばしば、現在みているもののイメージを投影して過去をみてしまうものであるが、過去の読み書きおよび読み書き教育を考える場合にも、上述のような現在の学校教育のイメージを投影して考えがちではないだろうか。その傾向はとくに教育史研究においては著しいと思われる。現在の学校教育のイメージを基準として、そのような「学校的なるもの」への接近の過程として歴史が描かれる場合が少なくないように思われる。

本報告では、寺子屋などがおこなう文字教育について、日本における識字の歴史的形成過程のなかに位置づけてみることにより、近世期の読み書き教育の本質をこれまでの教育史研究とは違った側面からとらえてみたい。またこのことにより、近代学校が有する特異な性格をかえって浮かび上がらせることができるのではないかと考えている。

1. 近世日本におけるリテラシーと往来物

論者の採用する分析視角を示すために、まず近世日本におけるリテラシーの全体構造について以下に図示してみよう。

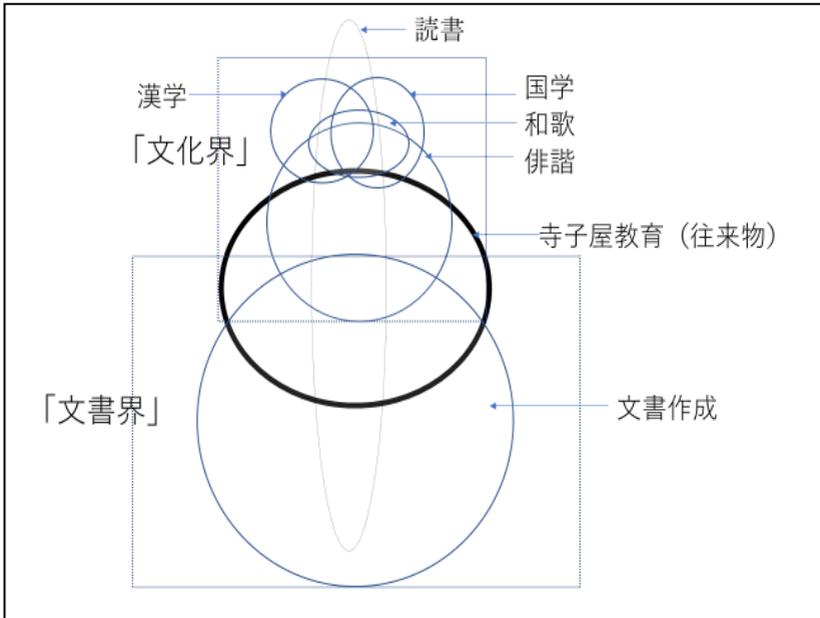


図1 近世日本におけるリテラシーの見取り図

図1のうちで、中央の太い実線は、往来物による寺子屋教育の世界である。その上部には、俳諧や和歌などの文芸、および漢学・国学などの学問の世界が広がっている。これを図では「文化界」と名付けてみた。これまでの教育史研究は、もっぱらこの文化界を対象として研究がされてきたといっていよう。

しかしながら寺子屋教育が接続する能力形成の世界としては、図の下部に広がる文書作成の世界があったはずである。図のなかでこれは「文書界」と名付けられている。この「文書界」との接続関係こそが寺子屋教育の基本となっていたと考えられるのであり、その意味では、近世日本のリテラシーの土台となっている部分でもあったと筆者は考えている。この部分への考察を欠いて、図の上部との関係のみを考察しては、じつは寺子屋教育の本質を明らかにしえないのではないかと、というのが本報告における基本的な問題意識となっている。近世の読み書き教育を識字史の側面から考察するということは、この「文書界」とのかかわりで寺子屋などの教育を位置づけてみることにほかならない。

では、なぜそのようなことが不可欠であるのか。それは、寺子屋において

使用されていた教科書の名称が端的に示している。周知のとおりそれは「往来物」と呼ばれている。教科書としてはきわめて奇妙なものといわなければならないこの名称は、手紙の「往来」ということに由来している。要するにそれは手紙文例集だったのであり、まさに「文書界」へと接続するテキストブックであった。

この往来物の歴史に関する古典となっているのが、石川謙の『古往来についての研究』である¹。このなかで石川は、往来物における教科書観念の発達について明らかにしている。往来物は前近代日本における教科書である、とするのが一般的な説明であるから、その理解にしたがえば、「往来物における教科書観念の発達」という石川のテーマは、トートロジーのようにもみえる。しかしそうではない。要するに、往来物は最初から今日「教科書」とみなされているようなものだったのではなく、次第に教科書としての性格を発達させていったものであり、その過程を明らかにしたのが石川だったのである。

石川は、単なる書状集にすぎなかった書物が、次第に初学者むけの工夫がなされていき、ついには種々の語彙や知識の習得それ自体をも目的とするような書物へと変貌していく過程をあきらかにした。この結果、実際に取り交わされた書状とは異なる、テキストブックとしての性格を帯びたひとつの書物群が形成されたというわけである。

この過程を端的に示すものとして、石川は、「消息」と「往来」の区別について言及している。「消息」と「往来」はいずれも手紙をあらわす言葉であったが、次第に両者の間に区別が生じていったというのである。すなわち、「消息」は手紙とまったく同義であり、実際にやり取りされた書状そのものであるのに対し、「往来」は、初学者用に編まれた一種のテキストブックであるというのである。「麒麟抄」のなかに、往来は、疊字をわざわざ一字ずつ書いたり、候の字を真行草の三体で書いたりするのに対し、消息ではこのようなことをせず、読みやすく見やすいように書くべきであるとしているのは、このことを示すものであると石川は指摘する。

「消息」と「往来」を区別するこの過程は、実際の手紙から、初学者を意識した模範文例集が分離されていくプロセスでもあった。それは、手紙を書くという実践そのもののなかに埋め込まれていた「消息」から、「往来」という教育の過程が独立していく過程を示すものでもあった。

石川の指摘は、古往来の展開のなかに現在の教科書へと接続していく要素

¹ 石川謙『古往来についての研究』大日本雄弁会講談社 1949年。以下、往来物の発達と基本的性格については、同書による。

の発達過程を見いだそうとしたという点で、きわめて教育史的なものであったといえるだろう。そしてこのような観点から、貴重な知見をもたらしたといえることができる。

しかし重要な点が見落とされていると思われる。それは、日本における識字力の形成がなぜ「往来」と呼ばれるような書状集によってなされるようになったのか、またそのような教育の形式が数百年にもわたってこの国で継続したのはなぜなのか、という点である²。このことを明らかにするためには、近代学校のイメージを投影することを一旦停止して、読み書き教育を識字形成の歴史全体のなかに位置づけてみる必要があると思われるのである。

2. 識字史からみた寺子屋教育

(1) 寺子屋のもたらす識字力

寺子屋教育を、識字史の側面から考察するために、まずは寺子屋というものがどのような識字力をもたらしたものだっただのかということが検討されなくてはならないだろう。

しかし、このようなことを正確にあきらかにすることは実際には不可能である。いくつかの資料から当時の状況を類推することしか、われわれにできることはない。また、近代以前における社会的事象というものは、きわめて多様であり多岐に富んでいるものでもある。ここに紹介するいくつかの資料も、そのような多様な状況の一端をとらえたものにすぎず、それが当時において平均的なものであったとはかぎらないということも念頭に置く必要がある。身分や階層、居住する地域によって、状況は大きく異なるものであっただろう。

①「俗言集」

陸奥国岩手郡篠木村の寺子屋師匠である武田三右衛門が記した「俗言集」は、寺子屋の教育実態について知りうる貴重な資料である³。自治体史をはじめとして多くの文献で紹介されてきた資料でもある⁴。実際に寺子屋師匠をし

² 往来物に関する識字史的な側面からの検討については、八鍬友広「往来物のテキスト学」（辻本雅史編『知の伝達メディアの歴史研究』思文閣出版 2010 年）において一定の仮説を提示した。

³ 武田三右衛門「俗言集」（成立年不詳・弘化四年筆写）岩手県立図書館所蔵

⁴ 太田孝太郎編纂『南部叢書 第十冊』（東洋書院 1982 年）には全文が翻刻されてい

ていた者が、自らが指導する子どもらの学習実態について記したものであり、リアリティあふれる筆致で、当時の様子が描き出されている。したがって寺子屋教育に関する同時代の証言として貴重なものとなっている。

このなかで武田は「於篠木村に老名達子共や孫子共に名付書留計も学せ度候間灰書師頼入と達而申事ゆへ、拾四五人預り世話致し見候処、漸一年や半年習ふ志て止るもの多し。其内二三年も習ふ真似するもの、親母より書物といふものを御教被下度と頼候に付」種々の往来物を教えているのもであると記している。しかしこのようにして学習しても「成人して状文の取遣しの真似可致哉、中に及ぶべきに非ず」としており、実際には書状の遣り取りでさえ容易になしえるものではなかったとしている。これによれば、寺子屋で学習したからといって、すぐに自在に手紙をかけるようになるとは限らなかったものようである。「斯申灰書師が預る子共等へ何程辛苦を砕き教へても誠に不復ばみな忘れ、解せざれば牛馬に鼓をならし又は琴・三味線など曳鳴らして知らせるにことならず」と記しているのは、さすがに愚痴が過ぎるようにも思われるが、一向に手跡の上達しない弟子たちへのいら立ちが示されているといえよう。

三右衛門は続けて次のように言う「扱又無筆の父母などは手習にさへ入置ば、二年か三年に丈夫に読み書達タものに覚へ、灰書師さまは手前の子共には書物と云ふものを教へ被下ずと見得て、何読せても知らずと計りいふ。灰書師さまが無精ゆへなりと覚へ、今年で三年習せたるに一円埒明ズ不思義なり連、灰書師を替て見たひなどと云輩多し」。これによれば、親たちは手習にさえ入れておけば二年か三年で読み書きに熟達するものと期待しているのであるが、親たちがなにを読ませても子どもらは知らぬというばかりであるという。これは師匠が無精だからに違いないので師匠を替えてみたいなどと言う親が多いと、三右衛門は嘆いている。

武田塾に入門している子どもたちの多くは、農閑期を中心として通ったものようであり、農業や家の行事のため、しばしば欠席したようである。このような状況では、二年や三年通ったところで、十分な読み書き能力など形成されるはずがないというのが、寺子屋師匠三右衛門の見立てであった。

②「山代誌」にみる寺子屋教育

山口県玖珂郡役所が 1890 年に編纂した「山代誌」という三冊の簿冊があ

る。本報告においても同書を参照している。

る⁵。「山代」とは、旧玖珂郡・都濃郡北部に位置する錦川上流の山村地帯である⁶。「山代誌」は当時の玖珂郡役所がとりまとめた山代地域の地誌であり、各村の区域・里程・地勢などから、道路・駅標・橋梁・村役場・学校・郵便局などの施設、および人情・風俗・教育などの環境にいたるまで、詳細な記述がなされている。

明治期に作成されたものであり、直接的な同時代の証言というわけではない。また明治期特有の見方として徳川期における実態をことさらに未開なもののみならずとする向きもあったと思われる。しかしながら、寺子屋教育を含む教育の実態についても具体的に言及しており、興味深い資料となっている。これによれば、武田三右衛門の「俗言集」に書かれていたような教育困難な実態は、決して特別なものではなかったことがわかる。

このなかで、とくに深須村の記事は詳細である。いまそれをあげれば、以下のごとくである。

「古来寺子屋ト唱へ子弟ノ教育ハ皆寺僧或ハ士族ノ輩ニシテ学識アルモノニ依託シ、普通ノ教育ヲ受ケ、別段教育ヲ勧誘スルノ道ナク只父兄ノ望ニ任セリ、之ニ依テ中等以下ノ人民ニ至リテハ教育ノ何物タルヲ弁知セズ、只農家ニ生レシ者ハ祖先伝来ノ農業ヲ営ムヲ以テ事足レリトシ、学問ヲナスハ士族或ハ社人僧侶等ノナスモノトシ、農民ニハ無用ノモノト心得、無学文盲ヲ甘ジ、一モ子弟ノ教育ニ心ヲ用ヒス、村内屈指ノ輩ノ子弟僅ニ教育ヲ受クルノミナリ、如斯在様ナルカ故適々寺子屋ニ入学セシムルモ日々定度ヲ立テ教授スルニ非スシテ、只師ノ閑暇ニ読書習字ヲ教ユルニ止リ、其余ハ師家内外ノ掃除其他小使等ヲナスヲ以テ務トシ、終日師家ニ在リシモ定度ノ教授ナキカ故学問上達スル事容易ナラズ、五年或ハ八年ヲ就学スルトモ学力ノ優劣ヲ試ミ又ハ奨励スル等ノ道ナク、只日用ノ祝儀香代或ハ名頭字村名等ヲ習ヒ得ルニ止リ、普通ノ往復文ダニ綴リ得ルモノハ僅十中ノ一ニ過キズ」⁷

これによれば、村内屈指の者の子弟でなければ教育を受けることもなく、たとえ教育を受けたとしても、人名や村名などを書くにとどまり、普通の手紙を書けるようになるものは十人のうち一人ぐらいにすぎないというのである。ここでも、寺子屋における学習の効果が、きわめて限定的であることが示されているのである。

⁵ 山口県玖珂郡役所「山代誌」（三冊）1890年、山口県文書館所蔵。

⁶ 角川地名辞典編纂委員会『角川日本地名大辞典 35巻 山口県』（角川書店、1988年）

⁷ 「山代誌 二」より。

③宮本常一の祖父の寺子屋体験

つづいて、宮本常一の証言に耳を傾けてみよう。宮本は 1907 年に山口県大島郡家室西方村（山口県周防大島町）に生まれている。『家郷の訓』は宮本の代表作の一つであるが、1943 年に刊行されたものである⁸。自らの幼少時代についての記憶にもとづいて記されたものであるから、1917 年頃から 1927 年ごろに関する回想録といってよいだろう。

このなかに、宮本の祖父に関する記述がある。20 世紀初頭にうまれた常一の祖父であれば、19 世紀中ごろの生まれであると推定しえる。その幼少時代の記憶であるので、幕末期におけるできごとといってよいだろう。

常一は、祖父の子ども時代の文字学びについて次のように記している。

「その祖父も昔は寺小屋へ行ったのである。寺小屋へ行くのは嫌だったという。祖父に言わせると平生使いもしない字をならうのはつまらなかったという。そこでお寺へ行く風をしては山へあそびに行つたそうである。この時ならつた文字は生涯のうちに自分の名を書くのと、種子物の袋にその名を書いておくのに、使つたくらいであるにすぎなかつた⁹というが、文字に対する気持だけは信仰的であつた。（中略）外祖父も寺小屋組だつたがろくに行かなかつた。だがこの方は大工になつたので相当に読み書きができた。しかし祖母年配の女たちで文字を知るものはなかつた。女には寺小屋も何もなかつたからである」⁹

常一の祖父の場合も、三右衛門の「俗言集」ときわめて類似した学習状況であつたことがわかる。すなわち、平生使いもしない文字については学習にも身が入らず、一生のうちに使つた文字は、自分の名前と種の名前を袋に書いておくぐらいのものであつたという。

注目されるのは、外祖父の場合である。祖父と同じように寺子屋組であつたというが、大工であつたために相当に読み書きができたと記されている。要するに、寺子屋における学習だけでなく、その後の職業生活へと継続していくかどうかが、読み書き能力の形成にとってきわめて重要なものであつたということが示されているのである。このことは、後述する正統的周辺参加論との関係で重要な事実であると思われる。

（2）明治期の調査にみる識字力分布の一端

明治初期におけるいくつかの識字率調査の結果が残されている。一定の地

⁸ 宮本常一『家郷の訓』（1943 初版、岩波文庫 1997）

⁹ 宮本常一（1943 年）、99 頁。

域内における悉皆調査となっているこのような調査には、近世期の識字力の分布がある程度反映されているとみなすことのできるものもある。これらによって、識字力分布の一端について示してみたいと思う。

①和歌山県における自署率・文通率調査

1874年から1875年にかけておこなわれた和歌山県の一定地域における自己の姓名を記し得る人の比率と文通可能な人の比率に関する調査は、とくに貴重である¹⁰。この調査は、1872年に施行された「学制」の影響をほとんどこうむっていないと考えられるからである。現在の紀美野町・紀の川市・かつらぎ町・美浜町のうちの一部地域における調査結果が知られている。この識字率調査に関する川村肇の研究のうちから七歳以下の者を含む全住民を対象としておこなわれた調査についてみると、自己の姓名を記し得る人の比率は、住民全体の4分の1程度であり、これに文通の可能な人口を合わせても、3割に満たない状況であった。男子だけでみても44%の人が自己の姓名を記すことができるにとどまり、これに文通可能な男子をくわえても、55%程度であった。なんらかの水準で文字を使用できる男子は、男子人口の半数程度にとどまっていたのである。

川村の研究によれば、この地域における文通をおこなうことができる人口の割合はきわめて限定的であり、男子の10%程度、女子では1%に満たない状況であった。なお、ここで文通をなしえるということがいかなることであるかの定義は不明確であるが、常識的に考えて、当時の一般的な文体である候文体によって書かれるものであったと思われる。このようないわば規範的な文体で書かれる文書を作成しえる人口は、少なくともこの地域ではきわめて限定的であったと考えられるのである。

自己の姓名を記し得る人々のなかには、自己の名前のみを書きえる人から、平仮名主体の文書であれば十分に読みえる人、漢字主体の文書でも意味だけは理解しえる人などに至るまで、多様な識字者が存在したと思われる。そのなかには寺子屋で教育を受けたものの、自分の名前と一定数の物の名前を書きえるに過ぎなかった人も含まれるだろう。しかしながら、規範的な文体で文書を作成するということが、きわめて困難なものであったことを、この資料は示しているのである。

¹⁰ この調査に関する研究としては、川村肇「明治初年の識字状況 - 和歌山県の事例を中心として -」（大戸安弘・八鍬友広編『識字と学びの社会史 - 日本におけるリテラシーの諸相 - 』（思文閣出版2014年）がある。

②長野県常盤村における識字状況調査

1881年に実施された長野県北安曇郡常盤村（長野県大町市）における識字状況調査は、15歳以上の男子についての、より詳細な状況を知り得るものとなっている¹¹。この資料もしばしば引用されているものである。これによれば、数字や自己の姓名および自村名を記し得ないもの、すなわち非識字の状況にある者が全体の35.4%となっている。64.6%の人はなんらかの識字力を有しているということになるが、このうち自己の姓名および自村名のみを記し得るものが41.2%であり、日常出納の帳簿の記しえる者となると14.5%に減少する。普通の書簡や証書類を記し得るものは4.4%に過ぎず、普通の公用分に差支えなきものは、わずかに1.9%となっている。

これらにより、ひとくちに識字者といっても、その識字力はきわめて多様であり、当時の規範的文体にもとづいて文書を作成することに支障なき者はかなり少数であったことがわかるのである。これは、和歌山県における文通率の低さとも符合するものといえよう。

以上の二つの事例は、いずれも農村地域に関するものであるので、都市およびその近郊地域に比して識字率は相対的に低かったのではないかということが推測される。したがって、以上のような限られた事例による一般化は戒める必要があるものの、少なくとも二つのことを確認しえるものと思われる。ひとつは、識字力というものがきわめて多様なものであったということである。また、規範的文体によって文書の作成をおこなうことは、一定の識字力を有する者にとっても大きな困難がともなうものであり、支障なくあらゆる文書の作成をおこなうことができる人口は、すくなくともこのような農村地域においてはかなり少なかったとみられるということである。

このことは、先にみた寺子屋に学んだ人々の学習到達状況とも符合するものと考えられる。寺子屋での学習にかかわらず、手紙を書くことさえままならない場合が多かったのである。明治期の調査において、自署以上の識字力を有する人々のなかにも、寺子屋で学んだ経験のある人が多数含まれていると思われる。

（3）寺子屋における学習の実態

①「九十九庵」における学習

では、寺子屋ではいったいどのような教育をおこなっているのであろうか。

¹¹ この調査に関する研究としては、井上恵胤「明治一四年の識字調―当時の北安曇郡常盤村の場合―」（『長野県近代史研究』第5号 1973年）がある。

寺子屋において実際に用いられた往来物がある程度判明している事例がいくつか知られている。上野国勢多郡原之郷村（群馬県前橋市）にあった寺子屋「九十九庵」は、そのひとつである¹²。同村の百姓であった船津伝次平が開業した寺子屋である。

天保10年（1839）から安政4年（1857）までに入門した門人に関する台帳である「弟子記」が残されており、そのなかには、弟子が学んだ往来物の名称も記されている。

この塾では、「いろは」などのようなごく初歩的な教材が見あたらないが、この資料を紹介した高橋敏が指摘するように、「弟子記」においては省略されているか、あるいは九十九庵に入門する弟子は、このような最初級の教材についてはすでに学んでいたものかもしれない¹³。

最も頻度が高いのは「国尽」である。ほぼ全員がこれを学んでいる。これは、陸奥国、出羽国、信濃国などといった国郡里制による国名を列挙したものである。次に多いのは「村名」である。これは、主として弟子が居住する近隣地域における村の名前を列挙したものである。93.6%の門弟が学んでいる。「名頭」は、人名に頻出する漢字を列挙したものであり、88.7%の門弟が学んでいる。以上の三件は、ほとんどの弟子が学んでいるが、いずれも漢字の語彙を列挙したものとなっており、地理や人名に関する名詞群といえることができる。

以上に続いて多くの門弟が学んでいるのは「五人組条目」である。門弟の74.2%がこれを学んでいる。五人組が遵守すべき規則を記したものであり、道徳教材のひとつといえることができる。ただし、当時の規範的文体である候文体で記された長文であるから、読みのみではなく書きも学んだとすれば、これにより候文を作成しえる一定の識字力が育成されたものと思われる。

「商売往来」は、近世日本におけるベストヒットといってよい教材である。「およそ商売に持ち扱う文字」にはじまる往来物であり、商売に使用する語彙が列挙されている。これも、「国尽」などとならぶ語彙集といってよい。69.4%の門弟が学んでいる。

「手紙文例」は、実際の手紙文に頻出する短文を集めたものと思われる。候文体や倒置記法の作り方などを、これによって学んだものと思われる。塾生の46.8%が学んでいる。

¹² この資料による研究として高橋敏『近世村落生活文化史序説—上野国原之郷村の研究—』（未来社1990年）がある。

¹³ 同前、一九四頁。

半数程度の弟子が使用したのは以上のテキストであり、以下は、弟子によって異なっていた。なかには一人あるいは二人しか学んでいないテキストもあり、これらはより上級の学習を求める弟子のために用意されたものだったと思われる。

以上から、九十九庵では、膨大な名詞群、および道德教材としての五人組帳がもっとも基本教材として位置づけられており、それに、手紙文例などのような、実際の作文に必要な一定の知識が共通教材となっていたことがわかる。これらをテキストとして十分に習熟するまで学習がおこなわれれば、文書作成のための初歩的な識字力は育成されたものと思われる。

②栗原寺子屋における学習

志摩国答志郡鳥羽町（三重県鳥羽市）にあった栗原亮休の経営する栗原寺子屋においても、同様にひとりひとりの教材が判明している。鳥羽町は鳥羽藩の城下町であり、栗原は鳥羽藩稲垣家の家臣とされている。「手本習数帳」と題する帳簿が残っており、これにより入門した弟子の学習状況を詳細に知ることができる¹⁴。

梅村佳代によれば、110人の弟子の学習教材が判明している。使用教材数は、1人1冊から16冊までの範囲に分布しており、ここでも弟子によって学習した冊数は大きく異なっていた。梅村の作成した寺子別学習表から計算すると、平均して5.3冊程度の往来物を学習していたことがわかる。

以下、使用頻度の高い教材を示すと、「文章」66.4%（門弟に占める使用者の割合。以下同じ）、「人名」57.3%、「村名」56.4%、「仮名」55.5%、「国尽」41.8%、「五十三次」40.0%、「商売往来」26.4%などの順となっている。

「仮名」の頻度が4位となっているのは、最初級の学習をすでに終えた弟子が多かったせいであると思われる。最も使用頻度の高い教材は「文章」と題されるものである。候文で記された短文集であったと思われる。「人名」から「五十三次」までの教材は、人名と地名に関する語彙集である。このあたりまでが比較的共通性の高い教材であり、これ以下は、入門者の条件に応じて与えられた教材であったと思われる。

これらから、栗原寺子屋における学習順序を類推してみると、まずは「仮名」を学び、その後、「人名」「村名」「国尽」「五十三次」などの、人名と地名に関する漢字語彙を学んだものと思われる。最も多くの入門者が「文章」

¹⁴ この資料による研究として梅村佳代『近世民衆の手習いと往来物』（粹出版2002年）がある。

を学んでいることからみて、この「文章」が、おそらく最低限の目標地点として位置づけられていたものと思われる。種々の語彙を学んだ後に、短文の作成練習により、候文体への一定の習熟をはかったものと思われる。さらに学習を継続する弟子のために、「商売往来」をはじめとする種々の往来物を用意していたものと思われる。

以上のような学習によって、はたしてどれだけの子どもが手紙をはじめとする各種文書の作成ができるようになったであろうか。一冊で学習を終えてしまったような子どもには、もちろん手紙を書くことも無理であったと思われるが、最低限の目標地点とみなされている「文章」の学習を終えたとしても、それだけでは、手紙さえも書くことは困難だったのではないだろうかと思われる。この段階では、ごく限られた語彙と例文の学習にとどまると思われるからである。もちろん、16冊もの往来物を学習した弟子は、相当の読み書き能力を形成していたと思われる。しかし、平均すると5冊から6冊程度の往来物を学ぶにとどまっており、「五十三次」ぐらいまでの学習で終える入門者が多かったと思われ、寺子屋の学習のみによって流暢に手紙が書けるような水準に至った者は多くなかったのではないかと推量される。

3. 寺子屋教育とリテラシーのスペクトル

(1) リテラシーのスペクトル

これまで述べてきたことから、寺子屋における学習が、必ずしも必要十分な読み書き能力を提供するとはかぎらないこと、むしろ名詞群を主体とした基本的な語彙の習得にとどまる場合も少なくなかったことがあきらかになったと思われる。これらのことは、先に見た、寺子屋教育がもたらす識字力についてのいくつかの証言とも合致するものである。どうやら、寺子屋に入門したからといって、自動的に十分な識字能力を保有できたとはかぎらないと考えたほうがよいようである。

今日においては、一定の教育課程を修了すれば、新聞や本を読む事ができ、手紙・電子メールや各種報告書を執筆する最低限の識字力がついているはずだと信じられているわけであるが、このような見方こそ、近代学校が作り出したイメージといってよいだろう。寺子屋に入れば、同じように誰もが必要な識字力を身につけたはずだと考えるのは、このような近代のイメージを過去に投影したものといわなければならないのだろう。寺子屋が実現していた識字力は、単に名前を書けるだけの水準から、ひととおりの読み書きができるような水準まで、きわめて多様なものであったと考えるべきであろう。

グラデーション状に分布するこのような多様な識字の状況を、大黒俊二は

「リテラシーのスペクトル」と呼んでいる¹⁵。プリズムにあたった光が、さまざまな波長へと分岐されていくように、リテラシーもスペクトル状に構成されているというのである。ラテン語と俗語、読みと書き、代筆と自筆などの組み合わせによる多様なリテラシーが存在したという。そしてこのような多様なリテラシーのなかには、大黒が「限界リテラシー」と呼ぶ最小限のリテラシーも存在していた。「限界リテラシー」とは、「書字に不慣れな者がぎりぎりの状態で発揮する読み書き能力、最小限のリテラシー」¹⁶であり、また「かろうじて書くことができる程度のリテラシー、書けなくはないが正規の書字規範にしたがって書き方ではないリテラシー」¹⁷のことであった。大黒によれば、このような限界リテラシーが14～15世紀のイタリアで奔流のように噴出したという。

歴史的にみれば、リテラシーというものは、以上のようにスペクトル状に展開していることのほうが常態であるともいえるだろう。このように考えるならば、寺子屋教育がもたらしていた多様な識字能力というのものも、リテラシーのスペクトルとして理解することができるだろう。このなかには、文字を自分の名前や種物の名前を書くことにしか使わなかったという、宮本常一の祖父のような限界リテラシーも含まれていたわけである。

(2) 漢文訓読と日本語

大黒がヨーロッパにおけるリテラシーのスペクトルについて言及するとき、リテラシーの多様性を構成する大きな要因として、いうまでもなくラテン語の存在があった。日本語の場合にも、同様の、というよりもそれ以上にリテラシーを複雑なものとする要因が存在していた。漢文の存在である。

そもそも独自の文字を持たずに漢字の移入によって書字体系を構築した日本においては、文法構造がまったく異なる、いわば外国語にほかならない漢文によりながら書字体系を構築することは、きわめて大きな困難をともなうものでもあった。後に平仮名・片仮名という、漢字に由来する日本独自の文字が開発されていくが、漢文の構造は根強く保存されていくことになる。

外国語の文字を使用して本国言語を表記しようとする際には、一般に以下

¹⁵ 大黒俊二「俗人が俗語で書く—限界リテラシーのルネサンス—」(『こころ』Vol.5、平凡社、二〇一二年)。大黒俊二「文字のかなたに声を聴く - 声からの声に向けての史料論 -」(『歴史学研究』増刊号 No.924、二〇一四年一〇月)。

¹⁶ 大黒俊二(2012年)12頁。

¹⁷ 大黒俊二(2014年)2頁。

のような方法があり得ることとなる。まずは、外国語をそのまま外国語として読むという方法である。ただしこの場合は、純然たる外国語にほかならず、自国語表記とはいえない。次に、外国語の文字に由来する新たな文字を創出して、自国語の言語のとおりに表記するという方法である。外国語で書かれたものをこの方法で読むとすれば、それは翻訳にほかならない。翻訳されたものが自国の口頭語と一致していれば、比較的容易に表記することが可能となるだろう。

日本においては、後者のような表記法を開発していたにもかかわらず、以上のいずれとも異なる表記法が採用され、変容をきたしながらも、長期にわたってそれが維持されることとなる。それが、漢文訓読である。文章自体はそのままにしながら、これに返り点や一两点などの訓点をほどこし日本語の語順に接近させる読み方である。

金文京は、この漢文訓読について、「外国語の文章に記号をつけて順序を入れ替え、自国語に直して読むことは、少なくとも現在の世界では、日本の漢文訓読以外に例がないであろう。いったいなぜこのような奇妙な読み方が生まれたのであろうか」¹⁸と述べている。

金によれば、漢文訓読のような語順を入れ替えて読む方法は、もともとサンスクリットで書かれた仏典を中国語に漢訳するために採用されたものであった。サンスクリットは、日本語と類似した語順であるため、これを中国語として読むには、語順を入れ替える必要があったのである。梵文訓読とでもいべきものである。漢文訓読は、こうして入れ替えられた漢訳仏典を日本語の語順にするためにふたたび転倒させて読む方法であった。日本における仏典はすべて漢訳仏典であることから、このように再度の転倒が必要となったわけである。

漢字を移入して文字として使用していた地域としては、日本のほかに朝鮮、ヴェトナムなどがある。しかし朝鮮においては訓民正音（後に「ハングル」と呼ばれる。以下ハングルと記す）、ヴェトナムにおいてはチュノムが開発され、日本とは異なる道を歩むこととなる。朝鮮においても漢文訓読がおこなわれていた時期があり、日本における漢文訓読もその影響によるものと考えられるようになってきているが、ハングルが創始されると、次第にハングルを用いた翻訳へと移行していく。金によれば、このような漢文の読み方は「諺解」と呼ばれていた。

¹⁸ 金文京『漢字と東アジア—訓読の文化圏—』岩波新書 2010 年 13 頁。

これに対して日本においては、漢文訓読が長く維持され、現在にまで至っている。「発券」「改札」「読書」「飲酒」「登山」などのように、本来の日本語とは異なる語順で読まれる語彙が無数に存在しているように、漢文訓読は日本語のなかにいまでも深く影響を及ぼしているのである¹⁹。

(3) 変体漢文と候文体

漢字に由来する表音文字として、万葉仮名、および平仮名・片仮名が形成され、口頭語による表記が可能となった後も、漢文訓読は維持されていくこととなる。少なくともそれは 19 世紀末まで維持され、一般社会においてみれば、戦後直後ぐらいまで継続している。現在でも高校漢文の授業は漢文訓読である。

しかし純然たる漢文訓読では、あまりにも不便であり、誤って、あるいは意識的に日本語的な要素をともなった文章が作成されるようになっていく。このような漢文は変体漢文と呼ばれている。

変体漢文の極致ともいべき文体が候文体である。一部に倒置記法を残しながらも極力日本語の語順として、さらに「候」をはじめとする助辞を用いて語尾を整える文体のことである。ほとんど和文というべきものでもあるが、漢文的要素もとどめており、矢田部勉は、候文をして変体漢文の最末流と表現している²⁰。候文体は消息体とも呼ばれ、もともとは手紙に用いられる文体であったが、中世末から主流的な文体となり、その地位を 20 世紀に至るまで継続することとなる。

律令制において、公文書は漢文で記されるものであったが、和文化した種々の変体漢文が用いられるようになると、私文書の世界ではこのような和文化した文体も用いられるようになる。律令制が崩壊していき次第に武士が勢力を伸ばしていくと、公文書においても和文化した文体が使用されるようになっていく。こうして基本的な文書は、すべて候文体によって書かれるようになっていくのである。

現在最古の往来物とされる「明衡往来」が編纂されるのも平安後期のことであり、以後、続々と往来物が編纂されるようになっていく。日本における基本的な文体が書状に由来する候文体となり、あらゆる文書がこの文体で書かれるようになっていくなかで、その文体で作文をするための教科書が必要

¹⁹ 同前。

²⁰ 矢田部「候文における倒置記法の簡略化とその原理」(『白百合女子大学研究紀要 第三五号』1999年)

となっていくことは必然であっただろう。こうして、手紙の往来というものが、この国の文字教育の基本的スタイルとなっていくのである。

ところで、この候文と往来物の成立について、金文京は、中国からの影響について指摘している²¹。金によれば、「候」は、中国の書簡文においても多用される字であり、日本の往来物において「候」が用いられるようになった時期と、中国において「候」が用いられるようになった時期は重なっているというのである。さらに、中国でも「書儀」と呼ばれる手紙文例集が多数存在しており、現在の日本でも手紙文に使われる「拜啓」「不」「不宣」「敬具」など手紙独特の用語は、みな中国から来たものであるという。これまでも、中国の手紙文例集として「杜家立成」の存在が知られており、多賀城の遺跡からその写本が発見され、地方貴族にまでそれが普及している状況が明らかになっている。したがって往来物は、このような中国における手紙文例集の影響を深く受けつつ、それを和文化された文章のテキストとして独自の発展を遂げさせたものということができるかもしれない。

(4) 正統的周辺参加としての識字

以上のように、近代以前の日本においては、きわめて特殊な文体が使用されていたのであり、さらにそれが草書体によって記されていた。その崩し方にも大きなバリエーションがあり、近世までの文書というものは、少なくとも公文書に関していえば、読み・書きともにきわめて難解なものであったと考えられるのである。本報告において示した、寺子屋での学習にもかかわらず実際の読み書きが困難であった事例というものは、このようなことを背景としていたと思われるのである。

もちろん、寺子屋の学習だけで十分な読み書き能力に達する場合もあったはずであるが、種々の文書を正式な書き方に則り安定的に作成できるようになるためには、より実践的な場面での修練を必要としていたと思われる。

このような過程を明らかにし得る事例は多くないが、商家家訓に関する研究のなかには、以上の一端を示すと思われる事例がみられる。

入江宏の商家家訓に関する研究には、商家に奉公するようになった年少者に対する家訓が示されている²²。それによれば、徒弟奉公の労働の過程に手習算盤の学習が明確に位置づけられていたのである。夜仕舞の後、あるいは朝などに手習算盤を稽古することとされており、また若者がその面倒をみる

²¹ 金文京 (2010 年) 213 頁。

²² 入江宏『近世庶民家訓の研究－「家」の経営と教育－』多賀出版 1996 年

ことなども記されている。なかには、手習は家内（雇い先の家内）においてすべきであり、外に師匠を取ってはならない、などとする家訓もある。

以上から、商家においては、夜間等において読み書き算盤等の教育が行われていたことがわかるのである。いうまでもなくこれは、商家において奉公するための労働能力として、読み書き算盤が不可欠であったためであろう。つまり、労働の過程のなかに、労働能力育成の一環として識字力の形成も位置づけられているということである。

このような能力の育成の仕方は、正統的周辺参加と呼ばれる学習論と合致するものである²³。そもそも「正統的周辺参加」とは、その別名を徒弟制ともいうのであるから、これはむしろ当然というべきかもしれない。しかし注目されるのは、一定の様式で文書を作成する識字能力の育成も、正統的周辺参加の一過程となっていたということである。

ここで、先にみた宮本常一の『家郷の訓』の記述が想起される。常一の外祖父は、祖父と同じように寺子屋組であったにもかかわらず、大工であったために高い読み書き能力を有していたのであった。この場合も、職業過程のなかで、高い読み書き能力を形成していったことが想定され得るだろう。

このようにみえてくると、近世における識字能力の育成は、今日とは相当に異なる性格を有するものであったと考えなければならないように思われる。それは今日とは異なり、必ずしも学校教育によって完結するものではなく、特定の職業的な集団、すなわち特定の実践共同体への参加(正統的周辺参加)に接続することによって安定的なものとなり得たのではないかということである。

近世社会における主要な能力形成が、基本的に正統的周辺参加によって行われていたことを考えれば、以上はなんら不思議なことではない。むしろ、学校にさえいけば基本的な読み書き能力が育成されているはずだとする今日の常識こそが、歴史的にみれば特異なものであったのかもしれないとも思われる。識字能力の場合には、汎用性と一般性を強く有している点で、農商工をはじめとする個別職業的な技能とは異なる点がある。しかし近世においては、その汎用性と一般性は十分には展開しておらず、種々の職業能力に付随するものとしての性格をなお色濃くとどめていたのではないかと思われる。

²³ 正統的周辺参加論については、ジーン・レイブ、エティエンヌ・ウエンガー（佐伯 胖訳『状況に埋め込まれた学習－正統的周辺参加－』（産業図書、1993年）ほか。

4.近代学校の位置

以上のように、寺子屋教育について識字史という側面からそのありようを検討すると、それが、近代における小学校などとはまったく異質なものであることがわかる。またそれにより、近代学校というものが有している特異性が、かえって明瞭になるように思われる。最後に、以上のような寺子屋像からみた近代学校の特異性について触れてみたい。

近代学校の特質は、第一に、すべての子どもを正統的周辺参加の過程からいったん切り離して、学校という特別な過程のなかに置くことであり、第二に、こうして子どもを隔離する場所としての学校の内部に、あらゆる教科にかかわる学習の機会が準備されているということである。そして第三に、このような学習の機会が、男女や身分などにかかわらず、基本的には例外なくすべての人に提供されるものとされているということである。

近世においては、というよりもおよそ近代以前のあらゆる社会においては、子どもが成長していく過程は、それぞれが属する集団に応じた正統的周辺参加の過程にほかならない。農家にせよ商家にせよ、あるいは職人にせよ、子どもはまず初心者として家業・労働の世界に入り、次第に熟達者となっていく過程を経て一人前となるものであった。したがってこの過程を妨げる学校教育というものは、当初、人々にとって迷惑きまわりないものであったに違いない。当初の就学率の低さや、学校焼き討ち事件などまでが起きている事実からも、それは明らかである。

ジョン・ボリによれば、ある時期の西洋社会において一挙に成立し、今日の地球上のほとんどすべての地域を覆うものとなっているこの「近代学校」という社会制度は、近代以前においてすべての人が帰属させられていた種々の中間団体から人々を解き放ち「個人」を析出すると同時に、その個人を国家に帰属させることを本質とするものであるという²⁴。ここで中間団体とされているものは、修道院、身分、村落、ギルド、家族などのことである。

学校がこれらの団体から個人を解き放つというのは、具体的には、これらの団体への正統的周辺参加の過程をいったんブロックして、学校における学習を通過させることにより、自己の能力形成とその後の社会的地位の配置を自己決定させるということにほかならない。したがってその最大の特質が、子どもの成長過程における正統的周辺参加の破壊にあることはあきらかであ

²⁴ Boli, John.(1989) *New Citizens for a New Society: The Institutional Origins of Mass Schooling in Sweden*. Pergamon Press 清川郁子『近代公教育の成立と社会構造』(世織書房 2007年) 第1章にその概要が記されている。

る。

身分制社会においては、以上のような中間団体への帰属は自発的なものではありえず、生まれながらに決定されているものでもあった。そこにおいては、個人の私的属性がそのまま公的属性となっているのであり、ある子どもの属性、すなわち武士の子であるか百姓の子であるかといったことは、単なる私的なできごとではなく、公的な性質を帯びており、生まれてきたときにすでに決定されているのである。何人もそれから自由ではありえなかったのである。子どもの成長過程が、正統的周辺参加の過程に埋め尽くされている事態というものは、実のところ、このようにしてあらかじめ決定されている身分を継承し、それにふさわしい技能や態度を身につけさせられていく過程にはほかならない。したがって近代学校が、中間団体から個人を析出するためには、社会に重畳しているこの正統的周辺参加の過程を幼少期においていったんブロックすることが不可欠であったと思われる。そしてそのような正統的周辺参加の過程にかえて、すべての人に学校教育の過程をくぐらせるというのが、近代学校制度であったとってよいだろう。それは、寺子屋のようなものとはまったく異質なものであり、教育の単なる量的な普及とも異なるものであった。

以上と関連して、近代学校の教育実践面における特質とされる「一斉指導」についても、このような歴史的展開全体のなかに位置づけてみる必要があるように思われる。一斉指導は、これまで教育方法にかかわる技術的な転換とみなされており、ベル、ランカスターの助教法や、あるいはデイヴィッド・ハミルトンが明らかにしたギャラリー教授²⁵の延長とみなされている。西洋においても日本においても、近代以前は個人指導が一般的であり、今日のように一斉指導が開始されるのは近代学校においてであると理解されているものである。

しかし井上慶隆が指摘するように、一斉指導とは具体的には「講義」のことにほかならない²⁶。そして「講義」であれば、じつは近代以前においても存在していたのである。近世日本に即していえば、それは学問塾や藩校などといった、より上級の課程において学問を教える教育方法であった。井上は、近代の小学校が「講義」を中心的な指導法として採用したのは、そこで教え

²⁵ デイヴィッド・ハミルトン（安川哲夫訳）『学校教育の理論に向けてークラス・カリキュラム・一斉教授の思想と歴史ー』（世織書房 1998年）

²⁶ 井上慶隆「佐渡と越後は筋向かいー佐渡と越後の文化史ー」（新潟県立文書館『研究紀要』第4号 1997年）。

られているものが「学」であるという意識があったからではないかと指摘している。重要な指摘であると思われる。単に高尚なことを教えているという意識があったというだけでなく、実際、学校においては、人文・社会・自然・芸能などのあらゆる学問の基礎が教えられることとなっていたのである。少なくともそれらを学習する機会だけは揃えておこうという、そのような意図にもとづいて学校は設計されていた。このような高い標準性と普遍性をそなえた近代学校のもとでは、教室はもはや、文書作成の実践共同体へと導く入り口のようなものではなく、むしろあらゆる正統的周辺参加過程から切り離された、学問そのものを教育する場となっていたのである。そのような学問を教育する場において、学問を教育する方法であった「講義」というものが採用されるのは当然のことであったのかもしれない。重要なことは、このような教育方式が、一部の貴族やエリートだけでなくすべての子どもを対象として採用されることとなったということである。その歴史的意義は、きわめて大きなものであったと思われる。

このように考えれば、「一斉指導」もまた、単なる教育技術上の開発とみなすわけにはいかないように思われる。それは、身分制的な中間団体から個人を解き放ち、そのようにして析出された個人を国家へと帰属せしめるためのプロジェクトが、必然的に要請する教育形式だったのではないかとも思われるのである。

おわりに

本報告においては、識字史としての側面から寺子屋教育の本質について検討してみた。その結果、これまでの教育史研究とは相当に異なる寺子屋像が描きだされることとなった。そしてそのような寺子屋像と比較することにより、結果的に、近代学校というものの、先行する教育との異質性がより明瞭に浮かび上がってくるように思われる。

いうまでもなく、以上は寺子屋教育の一側面に焦点をあてたものに過ぎない。冒頭に示した「近世日本におけるリテラシーの見取り図」に基づいていえば、主として図の下部に展開している「文書界」との関係から検討されたイメージとなっている。寺子屋教育は、いうまでもなく学問や文芸あるいは読書の世界とも接続しているのであり、そのなかには、図に示した漢学や国学だけでなく、近世後期になれば、洋学、蘭学、数学など、多様な学知とも接点を有していた。筆者の言葉でいえば、「文化界」へと接続していくものでもあった。教育史研究が、主として以上のような側面に光をあててきたことは、教育にかかわる研究としては当然のことであったといえよう。

しかしながら、「往来物」と呼ばれる書物による教育が 800 年にもわたって維持されてきた事実を考えるならば、本発表で取り上げたような側面を欠落させたままでは、真の寺子屋像を描き出すことはできないのではないかとと思われる。本研究が、複眼的な研究の一素材となれば幸いである。